

気づきの

# 1女性

いろいろな分野で女性の活躍の場が広まっていますが、社会の制度や慣習の中には、「男は仕事、女は家庭」というように男性と女性の役割を固定し、それぞれの生き方や行動を制約するようなものもあります。また、雇用の機会や待遇などの面で、男女間の格差が存在したり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進等が十分でないといった問題や、夫・パートナー等からの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、性犯罪など女性の人権を侵害する事案も発生しています。

男女が互いの違いを認め合い、お互いに尊重しながら、共に支え合う社会づくりが必要です。



## 性別による固定的役割分担意識とは

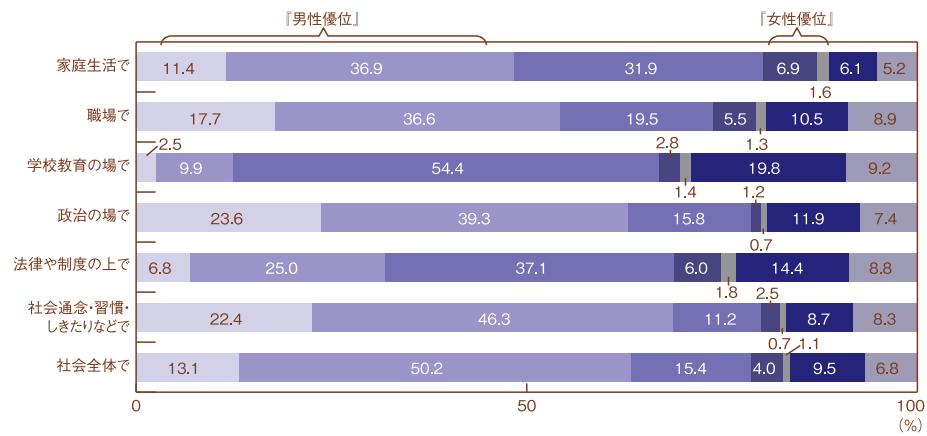
平成23（2011）年度県政世論調査によると、様々な分野において「男性優位」と感じている人が多く、依然として不平等感や性別による固定的な役割分担意識が残っていることがうかがわれます。

この男女の役割を固定的にとらえる根強い意識が、男女の差別を生む要因となっています。

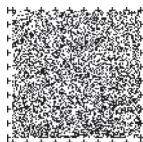
固定的な役割分担意識を解消し、女性の意見を様々な分野に反映させるためには、私たち一人ひとりの意識を変えていくとともに、男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針決定の場で一緒に考え、一緒に決定することが必要です。

### 男女の地位は平等になっていると思いますか？

- 男性の方が優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が優遇されている
- わからない
- 無回答



(注)調査対象は、県内在住の20歳以上の県民2000人／資料：広島県「県政世論調査」〔平成23(2011)年度〕





パープルリボンは、女性に対する暴力根絶運動のシンボルマークです。

# |女性の能力発揮で職場の活性化へ

## ●仕事と家庭の両立支援

少子高齢化が進む中、将来にわたって社会経済全体の活力を維持していくためには、職場生活と家庭生活を両立させることが重要であり、一人ひとりが性別にとらわれず家族の一員としての役割を果たすことが求められています。

平成15(2003)年に策定された次世代育成支援対策推進法では、国、地方自治体、事業主が一体となり、両立支援等の対策を進めることとされています。

広島県では、平成21(2009)年に改正された育児・介護休業法等について周知とともに、職場環境の整備を進める事業主の取組みを支援するなど、育児や家族の介護を行う労働者の職場生活と家庭生活との両立支援に取り組んでいます。

※育児・介護休業法  
正式名称：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

## ●働きやすい職場づくり

女性労働者の数は増加していますが、出産を機に約6割の女性が離職しています。女性が能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができるような職場づくりを進めることは、働く女性のためだけでなく、働く人すべての労働意欲の向上や企業の業績拡大、イメージアップにもつながります。

男女雇用機会均等法には、職場における性別を理由とする差別の禁止、セクシュアル・ハラスメント対策、ポジティブ・アクションの取組みへの国の援助等、男女が共に働きやすい職場づくりに向けた各種制度が定められています。

※男女雇用機会均等法  
正式名称：雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

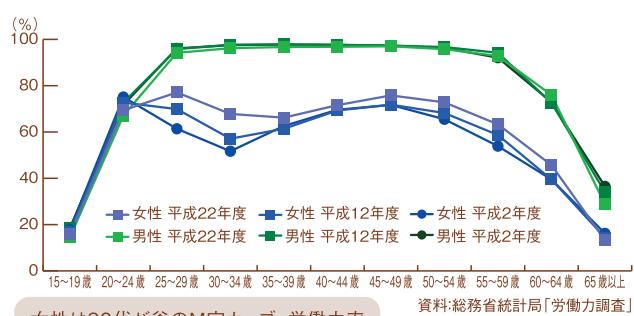
### ポジティブ・アクションとは？

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から  
●営業職に女性はほとんど配置されていない  
●課長以上の管理職は男性が大半を占めているなどの差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組みをいいます。

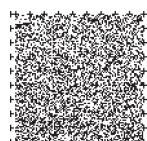
ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対し、国は、メールマガジンやポータルサイトの開設による情報提供や、相談などの援助を行っています。



### 年齢階級別労働率



資料:総務省統計局「労働力調査」



気づきの

# 1 女性



## DVを知っていますか？

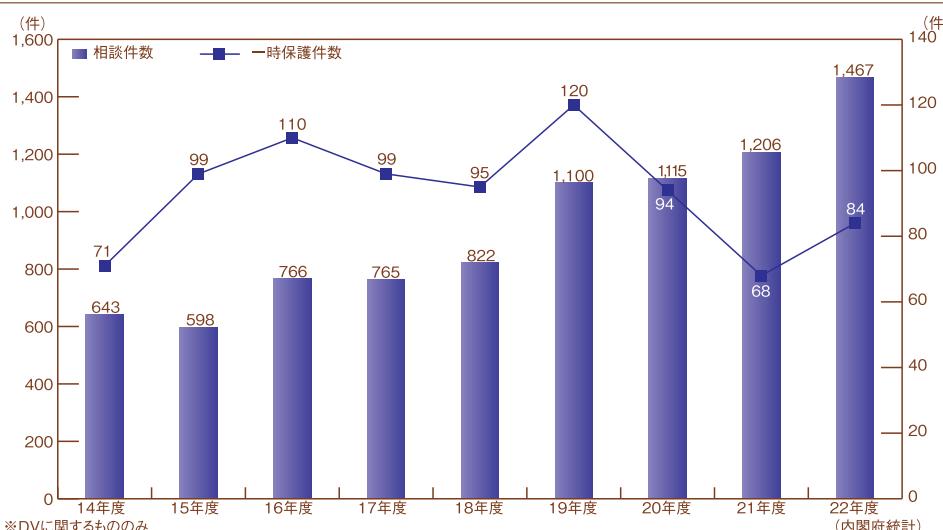
### ●DV（ドメスティック・バイオレンス）とは？

配偶者や恋人、パートナーなど親密な関係にある、又はあつた者から振るわれる暴力をDVといい、被害者の多くは女性です。

DVは、「犯罪」となる行為をも含む重大な人権侵害です。

夫やパートナー等からの暴力をなくし、男女がお互いに人権を尊重し、安心して生活できるよう、一人で悩まず、はつきり声を上げていくことが大切です。

### 県内配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数・一時保護件数の推移



(注)一時保護とは

被害者が配偶者からの暴力被害から逃れるために、県の施設や民間シェルター等の安全に生活できる場所を、被害者（同伴家族も含む）の支援が決定するまでの期間、提供しています。

これらの行為も「DV」です！ DVとは「殴る」「蹴る」などの身体的暴力だけではありません。

#### 1 身体的暴力

- なぐる、ける
- 物を投げる、物でたたく
- 髪を引っ張り、引きずりまわす
- など

#### 2 精神的暴力

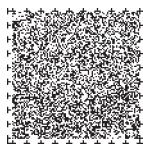
- 無視する
- 交友関係や電話を細かく監視する
- さげすむ、ののしる
- など

#### 3 性的暴力

- 見たくないのに雑誌やポルノビデオを見せる
- 性的行為を強要する
- 避妊に協力しない
- など

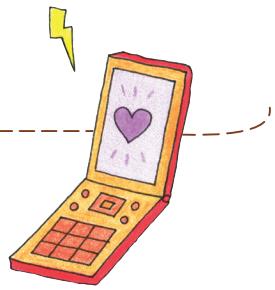
#### 4 経済的暴力

- 生活費を渡さない
- 支出を細かく監視する
- 外で働くことを妨害する
- など



# DV被害者の支援と相談窓口

たとえ、夫や恋人、パートナーであっても、暴力をふるうことは絶対に許されません。もしも、あなたが身近な人からの暴力で悩んでいるなら、一人で悩まず相談してください。



## 配偶者暴力相談支援センター

- 相談
- 一時保護
- 自立支援・保護命令利用・  
シェルターの利用についての情報提供・助言・  
関係機関との連絡調整・  
その他の援助



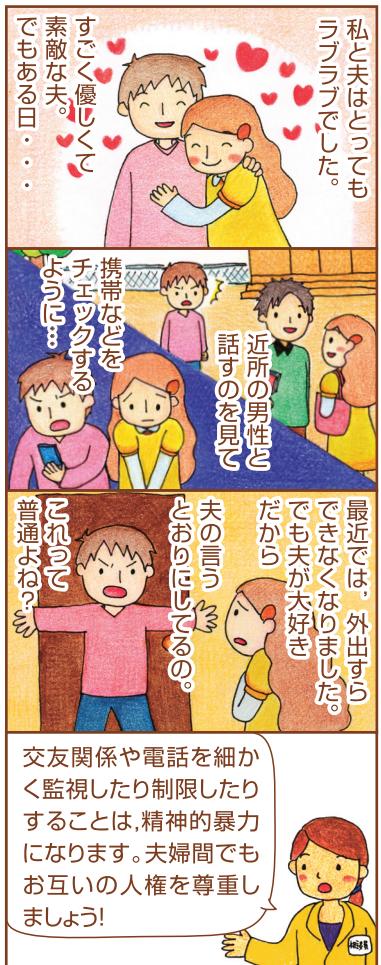
## 警察

- 相談
  - 暴力の制止
  - 被害者の保護
  - 被害発生防止・必要な措置、援助
- ※ 緊急の場合は 110 番通報

### 4コマで知る!

## 夫婦関係での暴力!

日常に潜む暴力をわかりやすく紹介します。



## DVに関する相談窓口

### 配偶者暴力相談支援センター

#### ●広島県西部こども家庭センター TEL (082) 254-0391

〒734-003 広島市南区宇品東四丁目1-26

【相談日時等】月～金 10:15～17:00 (祝日・年末年始は休み)

#### 休日夜間電話相談: 082-254-0399

【相談日時等】月～金 17:00～20:00／土日・祝日 10:00～17:00 (年末年始は休み)

#### ●広島県東部こども家庭センター TEL (084) 951-2372

〒720-0838 福山市瀬戸町山北291-1

【相談日時等】月～金 10:15～17:00 (祝日・年末年始は休み)

#### ●広島県北部こども家庭センター TEL (0824) 63-5181 (代)

〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1 (県合同庁舎3階)

【相談日時等】月～金 10:15～17:00 (祝日・年末年始は休み)

### 警察

#### ●警察安全相談窓口

TEL 082-228-9110

【相談日時等】月～金 8:30～17:15 ※緊急の場合や事件の通報は、110番又はお近くの警察署へ

